

平成 29 年 12 月

お客様各位

釧路信用組合

個人番号の利用目的追加のお知らせと

マイナンバー制度 預貯金口座付番事務開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成 30 年 1 月 1 日から個人・法人番号を預貯金口座にひも付けする制度が開始されます。これを受けて、当組合は個人情報保護法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項を踏まえ、平成 30 年 1 月 1 日より利用目的に「預貯金口座付番に関する事務」を追加することをお知らせします。

当組合では平成 30 年 1 月より、新たに口座を開設されるお客様には口座開設時、既に口座をお持ちのお客様には住所変更などの各種手続き時に、個人番号の届出についてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

以上